

令和4年度小規模保育事業指導監査実施計画

1. 基本方針

小規模保育事業所に対し「児童福祉法」及び「大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下、市基準条例)」等の適合状況を把握し、改善の必要がある場合に指導・助言を行うことにより、適正な事業の運営の確保を目的として実施する。

2. 指導監査の重点事項

(1) 職員の適正配置

◆市基準条例第29条に定める基準を満たす職員が雇用されており、開所時間帯における職員配置は適正か。

(2) 非常災害対策

◆火災・風水害・土砂災害・地震及び不審者等、想定されるあらゆる災害に対処するための非常時対応マニュアルが整備されており、不測の事態に備えた訓練が日頃から行われているか。

(3) 施設の適正な運営の確保

◆施設の運営に必要な規程が適正に整備されているか。また、法改正等に基づいた必要な改定が適宜行われているか。

◆職員等の給与は就業規則や給与規程等、適正な手続を経た根拠に基づき、勤務実態に即して支給されているか。